

## 行政機関自身の規則解釈に対する司法敬讓を最高裁が抑制

行政機関が公布した規則には、合理的解釈が一つならず存在する場合がある。例えば、規則が策定された当初は予想しなかった状況のために、規則が曖昧になることもある。曖昧な規則に直面した場合、連邦裁判所は *Auer v. Robbins* 事件、519 U.S. 452 (1997) の判例に従い、制定法の許容可能な解釈に基づくものである限り、行政機関自身の規則解釈を受け入れている（「敬讓」）。当事務所の先の [ニューズレター](#) において *Kisor v. Wilkie* 事件、588 US \_\_ (2019) の前触れに関して書いたように、一部の評論家（新しい最高裁判所裁判官のゴーサッチ判事とカバノー判事を含む）は、*Auer* 敬讓に批判的な態度を示してきた。また、行政解釈への敬讓を廃止すれば、特許法に多大な影響を及ぼす可能性がある。USPTO はしばしば特許法および同庁自身の規則により提起される問題を解釈しなければならず、裁判所は通例としてその解釈を受け入れてきた。

*Kisor* 事件において、ジェームズ・カイザーはベトナム戦争中の海兵隊員であったが、退役軍人省の規則解釈に対する *Auer* 敬讓に基づき、連邦巡回控訴裁判所における給付金を求める控訴で敗訴した。最高裁は彼の事件を引き受け、「最高裁は、行政機関自身の曖昧な規則の合理的解釈に敬讓を与えるよう裁判所に命じる……*Auer v. Robbins* 事件判決を覆すべきかどうか」という問題を検討した。最高裁は6月、この問題に答えを出した。

*Auer* 敬讓はかるうじてではあるが存続すると、最高裁は判示した。ケイガン判事が *Auer* 敬讓を支持する相対多数意見を書き、ギンズバーグ判事、ブライヤー判事およびソトマイヨール判事がこれに同調した。*Auer* 敬讓を支持しているとはいえ、判決は敬讓原則に適用される複数の要件および制限の一覧を示していた。例えば、1つの要件によると、解釈の「従来の手段」全てを使い果たした後、当該規則が真に曖昧と認定される場合を除き、裁判所は *Auer* 敬讓を与えるべきではない。真に曖昧な点が残っている場合、行政機関の解釈は依然として「合理的解釈の範囲内」になければならない。さらに *Auer* 敬讓は、行政機関の正式または公式見解のみに適用され、単なるその場限りの表明または非公式の表明には適用されない。追加要件として、行政機関の解釈は何らかの点で当該機関の実質的な専門知識を示唆するものでなければならない。さらに最高裁は、同種の事件において先の判決による判例に従うことを裁判所に義務づける先例拘束性の原理により、*Auer* 判決を覆すことは非常に困難であると結論づけた。*Auer* 判決を覆せば、75年以上遡って再確認されてきた長年にわたる全ての先例を覆すことになる。そうなれば、数多くの確立された規則の解釈に疑念を投げかけることになり、*Auer* 敬讓に基づく判決の再訴訟を容認することにもなる。

ゴーサッチ判事により提出された長い法廷意見（アリート判事、トーマス判事およびカ

バノー判事が同調)は、判事たちが判決(連邦巡回控訴裁の判決を取り消し、更なる審理のために事件を差し戻す)において同意したため、反対意見としては分類されていない。しかし、事実上の反対意見である。この法廷意見は、Auer 敬讓の論理的根拠および正当化を強く批判すると共に、広く認められた法律手段に基づいてこのような事件を裁定する方が、多数派により展開された手順よりも望ましいと主張している。「多数派は非常に多くの新しい不明瞭な条件や制限を Auer 敬讓に課すことになるため、……敬讓原則が損なわれ弱体化し、実際に形骸化する」。

Auer 敬讓存続の鍵は、ロバーツ首席判事であった。ロバーツ首席判事は Auer 敬讓を正当化する多数派の分析にも、Auer 敬讓に対する攻撃への反論にも参加しなかったが、Auer 敬讓を適用するための多数派の手順、および先例拘束性の原理により Auer 判決を覆すことは難しいという多数派の主張には同調した。そのため、行政機関がこの判決に定める手順および制限を適用する場合、各裁判所は引き続き行政機関自身の規則解釈に敬讓を与えることになる。カイザー氏の事件は、この指針に沿った更なる審理のために取り消され、連邦巡回控訴裁に差し戻された。

Kisor v. Wilkie 事件の結果に関する興味深い概要が、ロバーツ判事により書かれている。

多数派とゴーサッチ判事との距離が当初予想されたほどかけ離れていないことを示すために、私はこれを独自に書いている。多数派は、Auer 敬讓に対する前提条件および制限の一覧を作成している。即ち、解釈対象の規則が真に曖昧でなければならない；行政機関の解釈が合理的でなければならない；当該機関の正式な、専門知識に基づく、公正な熟慮された判断を反映するものでなければならない；さらに行政機関は信頼利益を考慮に入れ、不当な不意打ちを回避しなければならない。一方、ゴーサッチ判事は、行政機関自身の規則解釈を採用してもよいと裁判所が納得できる理由の一覧を示している。即ち、行政機関が問題を徹底して検討しており、有効な論理的根拠を提示しており、自らの専門知識を適用しており、以前および以後の表明に矛盾しない方法で規則を解釈していなければならない。言葉の表現の違いを考慮すると、双方の一覧は極めて似通っている。

特許出願人および特許権者にとって重要な点として、Kisor v. Wilkie 事件で示された全ての制限および手順が適用される場合、裁判所は今後も USPTO の規則解釈を受け入れることになる。